

## 学生居住支援事業実施家屋リフォーム補助金交付要綱

### (総則)

第1条 大学等の学生が駅周辺谷戸地域の階段上部に居住し、地形の特性上から生活に困難をきたしている高齢者の基本的な生活サポートや地域活動を行う事業（以下単に「事業」という。）を実施することとなった家屋のリフォームに対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 駅周辺谷戸地域 谷戸地域のうち、別表第1に掲げるものをいう。
- (2) 階段上部 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車が入ることができる道路から階段を概ね40段以上登る場所及びこれに相当する場所をいう。
- (3) 学生 大学、短期大学又は専修学校の専門課程に在学している者をいう。
- (4) リフォーム 事業の実施が決定した家屋に対して行う修繕工事等であって、別表第2に掲げるものをいう。
- (5) 市内施工事業者 市内に本店を有する法人又は住所を有する個人事業者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、リフォーム行う者のうち、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該家屋が学生居住支援事業実施家屋選定要綱（平成28年10月1日制定）の規定により選定された家屋であること。
- (2) 事業を行う学生と賃貸借契約を締結していること。
- (3) 市内施工業者にリフォームを発注すること。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 個人にあっては、横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第3号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 法人その他の団体にあっては、横須賀市暴力団排除条例第2条第2号に

規定する暴力団でないこと及び当該団体の役員が同条第3号に規定する暴力団員でないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、リフォームに要する費用の額から消費税及び地方消費税相当額を控除した額に3分の2を乗じて得た額に相当する額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）とし、150万円を限度とする。

(交付申請)

第5条 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。

(1) リフォームの見積書の写し

(2) リフォームを行う部分の写真

(3) 氏名、氏名のふりがな、住所、生年月日及び性別（以下この号及び次号において「氏名等」という。）を記載した書類。ただし、補助金等交付申請書に氏名等の記載がある場合は、省略することができる。

(4) 法人その他の団体にあつては、当該団体の役員の氏名等を記載した一覧表

(実績報告)

第6条 規則第10条に規定する実績報告書は、次に掲げる書類を添付して、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があつた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) リフォームの工程写真

(2) リフォーム完了後の写真

(3) リフォームに係る領収書の写し

(処分の制限)

第7条 規則第15条ただし書に規定する期間は、当該家屋に学生が居住した日から10年とする。ただし、補助金の交付を受けた者の責めに帰すべき理由がない場合において、補助金の交付を受けた後に学生の居住しない期間が6月を超えたときは、この限りでない。

(その他の事項)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市部長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第2条第1号関係）

- 1 鷹取1丁目及び鷹取2丁目
- 2 追浜本町1丁目
- 3 追浜東町1丁目から追浜東町3丁目まで
- 4 追浜町1丁目から追浜町3丁目まで
- 5 追浜南町1丁目
- 6 船越町1丁目から船越町5丁目まで及び船越町7丁目
- 7 田浦町1丁目から田浦町5丁目まで
- 8 長浦町1丁目から長浦町5丁目まで
- 9 吉倉町1丁目及び吉倉町2丁目
- 10 西逸見町1丁目から西逸見町3丁目まで
- 11 東逸見町1丁目から東逸見町4丁目まで
- 12 坂本町2丁目及び坂本町4丁目
- 13 汐入町1丁目から汐入町5丁目まで
- 14 本町2丁目
- 15 緑が丘
- 16 若松町3丁目
- 17 三春町5丁目及び三春町6丁目
- 18 富士見町1丁目から富士見町3丁目まで
- 19 田戸台
- 20 深田台
- 21 上町1丁目から上町4丁目まで
- 22 佐野町1丁目及び佐野町3丁目

別表第2（第2条第4号関係）

- 1 増築工事又は減築工事
- 2 台所、浴室、洗面所又は便所の修繕工事等（給排水衛生設備工事、給湯設備工事、換気設備工事、電気設備工事及びガス設備工事を含む。）
- 3 オール電化住宅工事
- 4 屋根のふき替え工事、塗装工事又は防水工事
- 5 外壁の張替え工事又は塗装工事
- 6 部屋の間仕切りの変更工事
- 7 床材、内壁材又は天井材の張替え工事、塗装工事等の内装工事
- 8 床、壁、窓、天井又は屋根の断熱改修工事
- 9 ふすま紙若しくは障子紙の張替え又は畳の取替え
- 10 雨どい等の取替え工事又は修理工事
- 11 建具若しくは開口部の取替え工事又は新設工事
- 12 防音工事
- 13 耐震化工事